

## 一般社団法人日本ロボット学会 表彰委員会規程

2011年3月29日理事会制定  
2011年11月15日理事会改定  
2012年5月25日理事会改定  
2012年12月14日理事会改定  
2014年2月26日理事会改定  
2019年4月16日理事会改定

### (設置)

第1条 本学会定款第42条により表彰委員会をおく。

### (目的および業務)

第2条 表彰委員会（以下委員会という）は、本学会定款第4条4項にもとづく関係事業として業績ある者の表彰を行うことを目的とし、以下の業務を行う。

- (1) 表彰制度に関する改善検討
- (2) 各年度の表彰に関する全体方針の審議
- (3) 会誌編集委員会や欧文誌編集委員会からの各選考小委員会への情報提供および各選考小委員会間の情報共有
- (4) その他表彰事業に関する事項

### (委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名をおく。委員長および副委員長は原則として副会長が担当することとし、本学会定款第42条により理事会の議決を経て会長が委嘱する。

### (委員および幹事)

第4条 委員には会誌、欧文誌、事業、企画・広報の各担当理事があたる。また、委員会に幹事若干名をおくことができる。幹事は原則として企画・広報担当理事が担当することとし、委員長が委嘱する。

### (表彰の種類)

第5条 本会が贈賞する表彰の種類は次のとおりとし、各表彰ごとに選考小委員会を設ける。

- (1) 学会誌論文賞
- (2) 実用化技術賞
- (3) 研究奨励賞
- (4) ロボット活用社会貢献賞
- (5) 功労賞
- (6) ロボティクスシンポジウム研究奨励賞
- (7) Advanced Robotics Best Paper Award
- (8) その他、理事会で特に認めた賞

2 各表彰ごとの規程にて、各表彰の目的、選考の手続きを定める。

### (授与の取消)

第6条 各表彰の選考決定後もしくは贈呈後であっても、顕彰内容に疑義が生じた場合、または日本ロボット学会の名誉を著しく毀損するような事象が発生した場合には、理事会の決裁事項として授与の取り消し、変更等が行えるものとする。

### (賞の経費)

第7条 各表彰の贈呈のために要する経費は、事業会計から繰入れる。

(外部からの表彰依頼)

第8条 外部からの表彰依頼については、外部表彰小委員会を設け対応する

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 企画・広報理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、企画・広報理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年3月29日から実施する。
2. 本規程は2011年11月15日から改定実施する。
3. 本規程は2012年5月25日から改定実施する。
4. 本規程は2012年12月14日から改定実施する。
5. 本規程は2014年2月26日から改定実施する。
6. 本規程は2019年4月16日から改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会表彰委員会規程」の正文であることを確認する。

2019年4月16日

署名

印